



宮 崎 県 公 報

平成28年6月9日(木曜日) 第 2801 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 1	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (“) 1	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の所在地の変更…………… (“) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… (“) 2	
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (“) 2	
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 2	
○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定 (2 件) …………… (“) 3	

○内水面漁業の免許…………… (水産政策課) 3
○遊漁規則の認可…………… (“) 3
○道路の区域の変更 (4 件) …………… (道路保全課) 4
○道路の供用の開始 (2 件) …………… (“) 5

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出 (2 件) … (商工政策課) 5
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見 (3 件) …………… (“) 6
○県民栄誉賞の受賞者の氏名及びその実績…………… (観光推進課) 7
○地図及び簿冊の認証 (3 件) …………… (農村計画課) 7

教育委員会公告

○平成28年度宮崎県教育情報通信ネットワークシステム構築及び運用業務に係る企画提案競技…………… 8
--

正 誤

○平成28年3月31日付け県公報 (号外第21号) 中…………… 9

告 示

宮崎県告示第 399号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年6月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
地方独立行政法人西都児湯医療センター	西都市大字妻1550番地	平成28年4月1日
あさお歯科	北諸県郡三股町樺山4523番地1	平成28年4月1日
三股歯科医院	日向市江良町4丁目40番地	平成28年5月1日
財光寺薬局	日向市大字財光寺3443番地8	平成28年5月1日
尾池歯科医院	日向市曾根町2丁目96番地	平成28年5月1日
みみつ調剤薬局	日向市美々津町3872番地5	平成28年5月1日

宮崎県告示第 400号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年6月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人財団西都児湯医療センター	西都市大字妻1550番地	平成28年3月31日

宮崎県告示第 401号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の 2 第 1 項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年6月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社エイチ・エー	小林市野尻町東麓2196	フレンド薬局	小林市野尻町東麓字小	平成28年4月1日

			丸1087-2	
株式会社テクノミックス	宮崎市大字塩路2783番地84	川南調剤薬局	児湯郡川南町大字川南13681番地5	平成28年4月1日
有限会社ふじファーマシー	日向市美々津町3872-5	きたかた調剤薬局	延岡市北方町川水流卯1388-1	平成28年4月1日
日向市・東臼杵郡薬剤師会 会営薬局	東臼杵郡門川町南町4丁目148番地	日向市・東臼杵郡薬剤師会 会営薬局	東臼杵郡門川町南町4丁目148番地	平成28年4月1日
有限会社エイチ・エー	小林市野尻町東麓2196	坂尾薬局	小林市野尻町東麓2196	平成28年4月1日
株式会社文珠	都城市上水流町2297番地1	すずかけ薬局	都城市上水流町2297番地1	平成28年3月1日
有限会社敬愛薬局	延岡市日の出町1丁目5番地14	敬愛薬局	延岡市日の出町1丁目5番地14	平成28年3月1日
有限会社やました薬局	児湯郡都農町大字北都農中町4895番7	有限会社やました薬局	児湯郡都農町大字北都農中町4895番7	平成28年3月1日
株式会社みずほライフサポート	都城市東町11街区10号	訪問介護みずほ	都城市東町11街区10号	平成28年3月1日

宮崎県告示第 402号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人 恵愛会	都城市太郎坊町 563-1	さくらハウス横市訪問介護	都城市志比田町4900-5 コーポフェニックス1F

		事業所	
--	--	-----	--

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市南横市町3682	都城市志比田町4900-5 コーポフェニックス1F	平成28年4月1日

宮崎県告示第 403号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
セントケア九州株式会社	熊本市十禅寺一丁目3番1号	セントケア訪問看護ステーション 延岡北	延岡市日の出町一丁目4-4 サンルートビル 102A	平成28年4月30日

宮崎県告示第 404号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成28年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
守部 愛（まごころ鍼灸整骨院）	都城市都北町3530-3	平成28年 5 月20日

宮崎県告示第 405号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成28年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
日 下 裕 章	宮崎県立延岡病院	延岡市	循環器内科	平成28年6月1日
武 井 潤	藤元総合病院	都城市	神経内科	平成28年6月1日
家 永 淳	藤元総合病院	都城市	外科	平成28年6月1日
三 浦 哲 史	藤元総合病院	都城市	外科	平成28年6月1日
甲 斐 智 朗	高千穂町国民健康保険病院	高千穂町	耳鼻咽喉科	平成28年6月1日
唐 澤 直 希	独立行政法人国立病院機構宮崎病院	川南町	小児科	平成28年6月1日
永 田 芽 美	医療法人清陵会 隅病院	都城市	内科	平成28年6月1日
山 住 賢 司	都城市郡医師会病院	都城市	形成外科	平成28年6月1日
小 田 耕 平	藤元総合病院	都城市	消化器内科	平成28年6月1日

別表

共同漁業

公示番号	免許番号	漁業権者		免許の内容	存続期間
		住所	氏名又は名称		
内共第10号	同左	児湯郡川南町大字川南 13680番地 1	平田川淡水漁業協同組合	平成28年宮崎県告示第61号による公示内容のとおり	平成28年6月1日から平成35年8月31日まで

宮崎県告示第 409号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 129条第 1 項の規定により、内水面第 5 種共同漁業権遊漁規則を次のとおり認可した。

平成28年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 漁業権者の名称及び住所、漁業権の免許番号、遊漁についての制限の範囲並びに遊漁料の額及びその納付の方法
別表のとおり
- 2 遊漁承認証に関する事項

宮崎県告示第 406号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成28年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ファン薬局県立延岡病院前	延岡市	薬局	平成28年5月1日

宮崎県告示第 407号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成28年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
北川調剤薬局	延岡市	薬局	平成28年6月1日
訪問看護ステーションC U R A 都城	都城市	訪問看護ステーション	平成28年6月1日

宮崎県告示第 408号

平成28年 6 月 1 日付けをもって別表のとおり内水面における共同漁業を免許した。

平成28年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- (1) 組合は、漁場区域内における遊漁を承認したときは、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
- (2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁に際し守るべき事項
 - (1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
 - (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - (3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業

- 者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 漁場監視員に関する事項
- (1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- (2) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- 5 違反者に対する措置に関する事項

- 組合は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。
- 6 遊漁規則の施行の日
平成28年6月1日

別表

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額	遊漁料の 納付方法
	住所	名称			
内共第10号	児湯郡川南町大字川南13680番地1	平田川淡水漁業協同組合	1 平田川本流及び支流の内共第10号漁業権の区域で、あゆ、こい、うなぎ、ふな又はもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。 2 漁具・漁法の制限 手釣・竿釣 5本以内 投網 網目10節以下 延縄 針数50本以内 筒 15本以内 柴漬 15個以内 かご 3個以内 3 遊漁期間 (1) もくずがにの採捕期間は、7月1日から11月30日までとする。 (2) うなぎの採捕期間は、4月1日から9月30日までとする。 4 全長制限 (1) 全長10cm以下のあゆ及びふなは採捕してはならない。 (2) 甲羅の幅5cm以下のもくずがにには採捕してはならない。	1 1日券 1,000円、1年券 3,000円。ただし、延縄による漁具・漁法を用いる場合は、1年券 4,000円 2 手釣・竿釣による遊漁の場合には、中学生以下は無料とし、身体障害者又は70歳以上の高齢者は半額とする。 3 遊漁の現場で納付するときは、500円を加算する。	平田川淡水漁業協同組合又は漁場監視員に納付

宮崎県告示第 410号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年6月9日から平成28年6月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延長 (メートル)
26	県道	宮崎須 木線	東諸県郡国 富町大字岩 知野字六江 847番1地 先から同郡	旧	13.4～ 35.9	448.3
				新	13.4～ 130.7	448.3

同町大字木
脇字牟田51
85番1地先
まで

宮崎県告示第 411号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年6月9日から平成28年6月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
26	県道	宮崎須木線	東諸県郡国富町大字岩知野字六江847番3地先から同郡同町大字木脇字牟田5185番2地先まで	旧	11.5～24.2	448.3
				新	13.4～35.9	448.3

宮崎県告示第412号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年6月9日から平成28年6月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
39	県道	西都南郷線	西都市大字銀鏡字圀690番1地先から同市同大字同字723番8地先まで	旧	6.2～24.2	48.0
				新	8.8～24.4	48.0

宮崎県告示第413号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年6月9日から平成28年6月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
235	県道	檜原細見線	延岡市小川町5234番11地先から同市同町5234番11地先まで	旧	11.3～24.7	59.5
				新	14.6～27.4	59.5

宮崎県告示第414号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年6月9日から平成28年6月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須木線	東諸県郡国富町大字岩知野字六江847番3地先から同郡同町大字木脇字牟田5185番2地先まで	平成28年6月9日

宮崎県告示第415号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年6月9日から平成28年6月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
39	県道	西都南郷線	西都市大字銀鏡字圀690番1地先から同市同大字同字723番8地先まで	平成28年6月9日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成28年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス串間店

<p>串間市大字西方6809番2 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号</p> <p>3 変更する事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤隆 (変更後) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳</p> <p>4 変更の年月日 平成28年4月1日</p> <p>5 変更する理由 設置者の代表者変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成28年5月26日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成28年6月9日から平成28年10月11日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 平成28年6月9日から平成28年10月11日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 平成28年6月9日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アタックス川南店 児湯郡川南町大字川南字岩河 16396番地13</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ロンフレ 代表取締役 永友秀侍 小林市堤2930番地1</p> <p>3 変更しようとする事項 (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時</p>	<p>(変更後) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時</p> <p>② 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前9時30分から午後8時30分まで (変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで</p> <p>4 変更する年月日 平成28年5月28日</p> <p>5 上記3の変更に係るもの以外の事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社アタックススマート 代表取締役 筒井靖彦 大分県佐伯市野岡町二丁目1番10号 (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,758㎡ (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ① 駐車場の位置及び収容台数 建物西側及び南側 50台 ② 駐輪場の位置及び収容台数 A棟西側 5台 ③ 荷さばき施設の位置及び面積 A棟西側 27.0㎡ ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 B棟東側 8.20㎡ (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所 建物敷地西側 ② 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで</p> <p>6 届出年月日 平成28年5月27日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成28年6月9日から平成28年10月11日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 平成28年6月9日から平成28年10月11日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、綾町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 平成28年6月9日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p>
--	---

マックスバリュ綾店

東諸県郡綾町大字南俣字郷鳴 180

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第 6 条第 1 項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

平成28年 3 月17日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年 6 月 9 日から平成28年 7 月11日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス小林堤店

小林市大字堤字金鳥居2994番12 外 5 筆

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第 6 条第 1 項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更

平成28年 4 月28日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年 6 月 9 日から平成28年 7 月11日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス小林西店

小林市大字細野字榎原1567-1 外 9 筆

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第 6 条第 1 項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更

平成28年 4 月28日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年 6 月 9 日から平成28年 7 月11日まで

宮崎県県民栄誉表彰規則（平成12年宮崎県規則第 127号）第 2 条の規定により、平成28年 5 月10日付けで県民栄誉賞を受けたものの氏名及びその事績は、次のとおりである。

平成28年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 氏名

大迫 たつ子

2 事績

女子プロゴルフを語る上で欠かすことのできない偉大な存在として、日本のプロゴルフ界において輝かしい実績を残し、多くの人々に感動を与えた功績から、日本プロゴルフ殿堂入りを果たした。

本県出身の女子プロゴルファーとして、県民に夢と希望を与え、郷土に対する自信と誇りを醸成した。

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成28年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

延岡市

2 地籍調査を行った期間

平成21年 5 月 1 日から平成24年 3 月 5 日

3 地籍調査を行った地域

延岡市北川町川内名の一部

4 認証年月日

平成28年 5 月30日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成28年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

延岡市

2 地籍調査を行った期間

平成23年 8 月 1 日から平成25年 2 月25日

3 地籍調査を行った地域

延岡市北川町川内名の一部

4 認証年月日

平成28年 5 月30日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成28年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
小林市
- 2 地籍調査を行った期間
平成26年1月1日から平成27年12月8日
- 3 地籍調査を行った地域
小林市真方の一部
- 4 認証年月日
平成28年5月30日

教育委員会公告

平成28年度宮崎県教育情報通信ネットワークシステム構築及び運用業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

平成28年6月9日

宮崎県教育研修センター所長 川 崎 辰 巳

- 1 企画提案競技に付する事項
 - (1) 業務件名 平成28年度宮崎県教育情報通信ネットワークシステム構築及び運用業務
 - (2) 業務の特質等 平成28年度宮崎県教育情報通信ネットワークシステム構築及び運用業務仕様書による。
 - (3) 納入期限及び委託期間
 - ア 納入期限 平成28年12月26日
 - イ 委託期間 平成29年1月1日から平成33年12月31日まで
- 2 契約に係る特約事項
 - (1) この企画提案競技に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の委託期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
 - (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 企画提案競技に参加する者に必要な資格

本企画提案競技に参加する者は、以下に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

 - (1) 平成28年宮崎県告示第 137号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が電算業務であること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立ての事実がある者においては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
 - (3) 平成28年度宮崎県教育情報通信ネットワークシステム構築及び運用業務に係る企画提案競技参加申込書を提出した日から契約締結候補者を選定するまでの間に、宮崎県から指名停止の措置を受けていないこと。
 - (4) 宮崎県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者であること。

- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと、又は、暴力団若しくは暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいい、暴力団の構成団体構成員を含む。）の統制下にある法人でないこと。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮崎県教育研修センター総務課教育情報担当
 - (2) 期間 平成28年6月9日（木）から平成28年7月21日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 5 平成28年度宮崎県教育情報通信ネットワークシステム構築及び運用業務企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）等の配布場所及び配布期間
 - (1) 配布場所 宮崎県教育研修センター総務課教育情報担当
 - (2) 配布期間 平成28年6月9日（木）から平成28年7月21日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 6 企画提案競技事前説明会の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県教育研修センター ICT2 研修室
 - (2) 日時 平成28年6月22日（水）午後2時
- 7 企画提案競技参加申込書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県教育研修センター総務課教育情報担当
 - (2) 提出期限 平成28年7月6日（水）午後5時
 - (3) 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール
- 8 企画提案競技参加資格の喪失

最優秀提案者の選定までに3の要件を満たさなくなった場合又は提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、参加資格を失うものとする。
- 9 企画提案書等の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県教育研修センター総務課教育情報担当
 - (2) 提出期限 平成28年7月21日（木）午後5時
 - (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても平成28年7月21日（木）午後5時必着とする。）
- 10 業務委託候補者の選定方法

資格審査の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する選定委員会を経て業務委託候補者を選定するものとする。
- 11 企画提案競技に関する事務を担当する部局

宮崎県教育研修センター総務課教育情報担当
〒 880-0835
宮崎市阿波岐原町前浜4276番地 729
電話番号0985 (24) 3122
E-mail himukainfo@miyazaki-c.ed.jp
- 12 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨
- 13 その他
 - (1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) 企画提案書の作成、提出等に関し必要な費用は、企画提案競技に参加する者の負担とする。
 - (4) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Establishment and operation management of the Miyazaki Education Information service network system
- (2) Deadline for the submission of proposals:5:00PM 21 July 2016
- (3) Contact point for the notice: Miyazaki Prefectural Education Center 4276-729 Maehama Awakigahara Miyazaki City,880-0835 Japan. TEL:0985-24-3122

正 誤

平成28年3月31日付け県公報（号外第21号）中

ページ	段	行	誤	正
15	左	38 ～ 39	平成17年窒素酸化物 排出許容限度	<u>平成17年窒素酸化物 排出許容限度</u>

--	--